

渡航前の準備に関して【短期】

Ver. 20230913+

A. 情報収集

(1) 受入予定国情報の収集

図書館、インターネット等を利用し、必ず受入予定国の自然、社会、歴史、経済状況等の概略、社会習慣、風土病等活動上の注意点、日本と受入予定国との関わりなどの情報収集を行ってください。

※JICA ホームページでも国別の情報を掲載しておりますので、ご参考ください。

<JICA 海外協力隊赴任前留意事項>

<https://www.jica.go.jp/volunteer/qualifier/consideration/index.html>

(2) JICA の事業活動情報の収集

現地で活動する際、JICA が行っている活動を知っておくことで、いろいろと活動が円滑に進むことがあります。JICA 事業全般、受入予定国の JICA 事業、JICA 海外協力隊制度等については、JICA ホームページにあります「事業・プロジェクト」及び「各国における取り組み」をご覧ください。

<事業・プロジェクト> : <http://www.jica.go.jp/activities/index.html>

<各国における取り組み> : <http://www.jica.go.jp/activities/regions/index.html>

(3) 隊員報告書の閲覧

[JICA 図書館](#)では、館内の専用 PC 端末で隊員報告書を閲覧することができます。なお、2023 年 3 月現在、入館には事前予約が必要ですので、予めご予約の上ご訪問ください。専用 PC 端末での閲覧は無料ですが、複写はセルフコイン式コピー機による複写のみとなり、A4 片面 1 枚の複写につき 10 円がかかります。

B. 出発までの諸手続・留意事項

派遣前に必要な手続きは、各自の責任で行い、計画的に準備してください。

(1) 歯科治療

受入予定国の中には、適切な歯科治療ができない国や診療自体ができない国がありますので、派遣前までに治療を済ませておいてください。

(2) 婦人科健診について

これまで婦人科系の検診を受診されたことがない方は、ご自身の健康のためにこの機会に受診されることをお勧めします。(費用は自己負担となります。自治体により補助がある場合が

ありますので、詳細は各自治体にお問い合わせください。)

出発前あるいは現地で活動中に婦人科系の病気が発症し、派遣取消、あるいは活動途中で任期短縮となった隊員もいます。

検診内容によっては、検査の結果が出るまで時間がかかることがありますので早めに受診することをお勧めします。

異常所見が発見された場合や定期的な検査が必要となった場合には、新規傷病発生報告書をご提出ください。

(3) 派遣前の傷病について

派遣前に傷病に罹患した場合は、[3-8 健康管理 | JICA 海外協力隊](#)をご確認の上、健康管理室へ連絡してください。

※未申告の傷病について

既往症や現在治療中の傷病の未申告が発覚した場合、派遣中止となり得ます。皆様の申告により、JICA 国際協力共済会（海外旅行傷害保険）における保険金支払い可否を判断し、万が一、現地で重篤な状態で緊急移送され、未申告の既往症が原因の場合は、その費用の一部もしくは全額が、給付対象外となる場合があります（多くの場合、数百万円から数千万円の費用となります）。安心して安全に活躍するために、既往症等については必ず申告してください。

(4) 予防接種

JICA では感染症の予防の対策として派遣前の予防接種を強く勧奨しています。

[B. 対象者のみ提出する書類 | JICA 海外協力隊](#)をよくお読みの上、訓練前から最寄りの医療機関で計画的に接種してください。接種した予防接種は必ず記録を取るようにしてください。

また、JICA 規定に基づいた予防接種費用補助制度がありますので、「予防接種のご案内」をご確認の上、領収日から 60 日以内に申請してください。予防接種のための交通費は自己負担となりますので予めご了承ください。

JICA 短期海外協力隊の方は、「VACCINATION RECORD（予防接種記録）」を派遣前合同訓練担当より送付します。有効に活用してください。

※JICA 海外協力隊への参加を辞退された場合は、費用の返還、または自己負担となる場合があります。

(5) 留守家族や所属先への JICA 連絡先の伝達

合格通知の際にお送りした、JICA の緊急連絡先（リーフレット「ご家族の皆様へ」）を、出発までに必ずご家族にお渡し願います。また、所属先のある方は、所属先担当者にもお伝えするようにしてください。

(6) その他

必要に応じて、各自でご対応をお願いします。

| 事項 | 問い合わせ先 | 参考情報 (URL は予告なく更新されている可能性があります) |
|------------------|------------------------|--|
| 国民年金 | 各市町村役場担当課 社会保険事務所 | http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html |
| 税金 | 各市町村役場担当課 及び最寄りの税務署 | http://www.nta.go.jp/ http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm |
| 国民健康保険 | 各市町村役場担当課 | 各市町村役場担当課担当課へお問い合わせください。 |
| 雇用保険の 受給延長手続き | ハローワーク | https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-hellowork/kyushoku/sha/_77900.html (大阪府の場合) |
| 運転免許証 | 警察署の運転免許課 運転免許センター | http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/menkyo/ (東京都の場合) |

- ① JICA ボランティア事業に参加するために退職した場合、一定条件を満たしていれば雇用保険受給期間の延長が認められます。本制度の条件、申請手続き等の詳細内容については管轄するハローワークに確認してください。
- ② 派遣期間中に運転免許証の更新時期がある（有効期限が切れる）場合は、出発前に早期更新手続きをすることができます。詳細内容については、管轄する運転免許センターにお問合せください。

C. 派遣にかかる手続き

(1) 出発日について

出発日は、要望調査票にある派遣期間や派遣時期により調整しますが、フライトや渡航先国等の事情により前後する場合があります。具体的な出発日については、事務局海外業務 1・2 課から連絡します。

(2) 旅券・航空券について

隊員本人が各自で渡航手続きを行うことはありません。出発日決定後、JICA 指定の旅行会社が以下の渡航手続きを代行します。

- ① 公用旅券の取得（対象者のみ）
- ② 日程表の作成及び国際線航空機の座席の予約
- ③ 入国査証（ビザ）の取得
- ④ 国際線航空券の取得

出発 1 週間前までに、契約旅行会社から公用旅券・E-チケットがご自宅に送付されます。受領次第、必ず内容を確認してください。また、紛失・汚損・書き込みなどの旅券事故に注意し、渡航日まで厳重に保管してください。

(3) 派遣証明書の発給について

各種申請・届出等のために「派遣証明書」が必要となる場合には申請に基づき発給します。
※基本的には「JICA 海外協力隊の派遣に関する合意書」でご対応をお願いします。提出先にご確認いただき、合意書では対応不可の場合のみ「派遣証明書」を発給します。

(4) 赴任に係る書類の送付および国内線/前泊の手配について

出発日約1週間前までに青年海外協力隊事務局海外業務1・2課から「ご出発前のご案内」を送付します。赴任時の国内線や前泊の手配有無については「ご出発前のご案内」にてご連絡差し上げますので、同案内確認後に各自ご対応をお願いします。

以上